

山形の

令和8年度（第2次公募）

うまいもの商品開発

支援事業費補助金

申請期限
10月9日(金)

1. 申請要件

※詳細は、「交付要綱」及び「公募要領」をご覧ください。

事業者要件	1. <u>山形県内に主たる事業所を有すること</u> 2. 次のいずれかの事業者であること (1) <u>農林漁業者</u> (2) 農林漁業者又は農林漁業者の委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する<u>食品製造業者</u> (3) (1)又は(2)と連携する<u>卸売業者又は小売業者</u> ※過去3年以内に2回以上「山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金」の交付決定を受けている場合は補助対象外となります。
商品要件	1. <u>原材料に県産農林水産物を使用</u>すること 2. 補助金の交付決定後、<u>令和9年2月28日までに商品を完成</u>（試作品の完成又は販売までをいう。）すること ※交付決定前の商品開発（事前着手）は認められません。 3. 商品の最終製造（実施主体が卸売業者又は小売業者である場合は、商品の委託製造）を<u>県内で行う</u>こと
事業計画要件	(1) 農林漁業者の場合 <u>補助事業完了後3年目の商品の販売額が、現状と比較して1.2倍以上になる事業計画であること</u> (2) 食品製造業者 又は (3) 卸売業者又は小売業者の場合 <u>補助事業完了後3年目の商品の販売額が、補助事業完了後2年目と比較して1.2倍以上になる事業計画であること</u>
その他要件	1. 事前に次に掲げるいずれかの支援機関（中小企業庁山形県よろず支援拠点、山形県農業総合研究センター 食品加工支援ラボ、山形地域資源活用・地域連携サポートセンター（公益財団法人やまがた農業支援センター）、やまがた食産業クラスター協議会）に相談のうえ、<u>支援機関による助言・指導のもと事業計画を策定</u>すること 2. 補助金を受けて完成した商品について、山形県知事の指定する<u>コンテストに出品</u>すること

2. 補助金の額

補助対象経費の1/2に相当する額（**上限50万円**）

ただし、既存商品のパッケージ改良のみの場合は**上限20万円**

補助対象経費

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 研修費 | 謝金、旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 |
| (2) 調査検討費 | 市場調査費、通信運搬費、消耗品費、研修受講費 |
| (3) 新商品開発費・既存商品改良費 | 技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料、通信運搬費、消耗品費 |

3. 申請の流れ

(1) 申請書類の作成

- ①事業計画書の提出文書（公募要領:様式第1号）
- ②事業計画書（交付要綱:別記様式第1号）
- ③製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
- ④その他計画の説明資料（任意様式）

【交付要綱】及び【公募要領】
その他詳細はこちらから



(2) 支援機関への事前相談について

申請に当たっては、事前に次に掲げるいずれかの支援機関に相談のうえ、支援機関による助言・指導のもと事業計画を策定してください。

- ・中小企業庁山形県よろず支援拠点
- ・山形県農業総合研究センター 食品加工支援ラボ
- ・山形地域資源活用・地域連携サポートセンター（公益財団法人やまがた農業支援センター）
- ・やまがた食産業クラスター協議会

相談日程の調整等に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

事業計画書に、助言・指導を受けた支援機関を記載する箇所（交付要綱別記様式第1号「15.事業計画策定支援機関」）がありますので、必ず記載してください。なお、県から支援機関へ確認の連絡を行う場合があります。

（各支援機関）※詳細は公募要領、ホームページ等をご覧ください。

- ・中小企業庁山形県よろず支援拠点（電話：023-647-0708）
- ・山形県農業総合研究センター 食品加工支援ラボ（電話：023-647-3517）
- ・山形地域資源活用・地域連携サポートセンター（公益財団法人やまがた農業支援センター）
（電話：023-673-9888）
- ・やまがた食産業クラスター協議会（023-679-5081）

(3) 申請書類の提出及びお問い合わせ先

- 提出先 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号
山形県 農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 【担当】門傳
電話番号 023-630-3192
メールアドレス ynosansui@pref.yamagata.jp
- 提出期限 **令和8年10月9日（金）**

(4) 事業計画審査

提出された事業計画について、県が設置する審査会において審査を行い、令和8年度予算の範囲内で事業計画の採択または不採択を決定します。
審査の結果について、**11月上旬（予定）**に申請者住所あて郵送で通知します。

※審査会では、事業計画内容の具体性、販売戦略、県産農林水産物の普及拡大及び地域への波及効果等を総合的に審査します。

※審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じかねます。

(5) 交付申請書の提出

採択の通知を受け取った事業者は、交付要綱に基づき補助金の交付申請書を提出してください。
提出された交付申請書に基づき、補助金の交付決定を行います。

※提出書類、提出期限等については採択の通知を受け取った事業者にお知らせします。

4. 今後の主な予定

R8				R9			
公募開始～	10月9日 期限	11月下旬	11月下旬 ～12月	1月～2月	2月28日 期限	3月10日 期限	～3月末
事業計画書作成 受ける 支援機関から 助言・指導を受ける	事業計画書提出	事前着手禁止	交付決定通知	商品開発		商品の完成	実績報告書提出
							書面審査
							補助金額の確定
							補助金交付